

牧お茶第259号
令和7年2月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

牧之原市長 杉本 基久雄

市町村名 (市町村コード)	牧之原市 (222267)
地域名 (地域内農業集落名)	川崎地区 (橋向～追廻 10町内会)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、勝間田川流域の平野部では水稻や露地野菜などが栽培され、国道150号周辺の海岸砂地ではイチゴ・花卉などの施設園芸及びダイコンやトウモロコシなどの露地野菜の栽培、台地部では茶の栽培が盛んに行われている。

昭和45年ごろに平野部で基盤整備事業が実施され、水田を中心に「稻作+茶」、「稻作+野菜」を主な営農形態として営まれている。台地の茶園では、一部基盤整備による集積が進みつつある半面、台地に至るまでの傾斜地の茶園では荒廃化が進行しており、地形的に茶以外の作物への転換も難しい状況となっている。水田は、圃場や用排水路の整備がされているが、適切な維持管理に費やす人手も減少しており、圃場の整備はもちろん、周辺環境の整備についても、今後、担い手農家への更なる農地の集積・集約を進めていくためにも、並行して検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基幹作物である茶においては、農地の集積・集約を行い、乗用型摘採機での作業が可能となるよう取り組むとともに、効率的、効果的な圃場整備を行い、生産者が取り組みやすい環境を整えていくことに加え、消費者のニーズに合わせた茶の生産、製造が求められる。リーフ、ドリンク用契約栽培等が混在しているエリアでは、摘採時期や防除時期等を考慮し、ゾーニングを話し合っていく。また、茶の繁忙期を避けた、柑橘や自然薯などへの作物転換も、検討していく。

水田については、冬場のレタス栽培が盛んなことから、大都市圏への販路拡大、出荷体制の整備が求められる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	143 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	141 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後10年において、中心経営体を主とした担い手が最低限残したい農地を区域として設定する。
各種補助事業受益地については区域に設定している。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

水田や茶畠では、中心経営体の耕作地マップを作成し、視覚化して経営体同士での耕作地についての話し合いを行い、可能な部分から、農地の集約・集積を推進する。茶園については、地区内の農業法人を中心に自園自製の生産者とともに、農地の集約、管理の効率化を図るための基盤整備を農業者自ら検討していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

経営の拡大を図る中心経営体の認定農業者や法人に対し、農地中間管理機構を活用して、農地の流動化を促進する。将来的に中心経営体が営農継続が困難になった場合には、農地が荒廃化する前に農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への貸し替えを進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

台地上の茶園では、基盤整備を念頭に農地の集積・集約化の検討がされている。農業の生産効率の向上を図るために、異なる農地集積・集約化による茶畠の大区画化等を進める。

水田についても、大区画化や老朽化した既存の用排水路等の更新を含め、基盤整備を念頭に農地の集積・集約化について地域での話し合いを進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域の農業後継者が育つ環境を作るとともに、地域内外から意欲的な経営体を募り、地域農業の担い手として育成していく。その際には、地域、JAハイナン、市、農林事務所等、相談から定着まで切れ目のない支援に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる業務委託について、JAハイナンや最寄りの法人、企業等への委託も協議・検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①【鳥獣被害防止対策の取組方針】

有害鳥獣対策については、地元獣友会と協力して駆除を進めるとともに、国や市の補助制度を活用し、電気柵の設置などによる防除に努める。

⑦【保全・管理等】

優良な農環境を維持するため、中山間地域等直接支払交付金事業による傾斜地農地の保全や多面的機能支払交付金制度を活用した農地の保全管理に取り組むとともに、認定農業者等の地域農業者の意識を高める。